

4 資料

4 - 1 保育サービス等数値目標一覧表

事業名等	前期			後期
	16年度実施量	21年度目標量	21年度実績	26年度目標量
通常保育事業	79か所 定員 8,785人	79か所 定員 9,000人	86か所 定員 9,305人	84か所 定員 9,265人
延長保育事業	28か所	31か所	44か所	44か所
休日保育事業	未実施	3か所	実施なし	1か所
夜間保育事業	-	-	-	1か所
保育所一時預かり事業	5か所	8か所	8か所	9か所
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	6か所	6か所	8か所	8か所
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	1か所	1か所	1か所	1か所
病児・病後児保育事業	2か所 定員 8人	2か所 定員 8人	3か所 定員 15人	4か所 定員 21人
放課後児童クラブ	42か所 定員 2,500人	46か所 定員 2,720人	66か所 定員 3,903人	66か所 定員 3,903人
ファミリー・サポート・ センター事業	1か所	1か所	1か所	1か所
地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター)	5か所	8か所	8か所	10か所

延長保育自主事業実施保育所 2 か所は含んでいません。

4 - 2 高知市子育て支援計画推進協議会答申

平成 22 年 2 月 23 日

高知市長 岡崎 誠也 様

高知市子育て支援計画推進協議会
会長 島内 貞夫

高知市子ども未来プラン 2010「すくすくとさっこ 21」について、下記の意見を付して答申いたします。

記

高知市子ども未来プラン 2010「すくすくとさっこ 21」(案)別紙のとおり

意見

- 一 高知市子ども未来プラン 2010「すくすくとさっこ 21」に掲げる基本理念、基本目標の実現に向け、計画の着実な推進に努めること。
- 一 子どもの最善の利益を常に念頭に置き、高知市が関与するすべての施策・事業について、子どもと子育て家庭に配慮した取り組みを進めること。
- 一 高知市だけでは困難な少子化対策や社会全体で取り組む子育て支援については、国・県・その他関係機関に協力を求めるなどして、連携し取り組んでいくこと。

以上

4 - 3 高知市子育て支援計画推進協議会委員名簿

(平成21年度)

氏名		団体名（役職等）
会長	島内 貞夫	元高知学園短期大学（学生部長・教授） 近畿大学九州短期大学非常勤講師
副会長	川崎 二三雄	高知市小中特別支援学校校長会（副会長）
委員	池永 彰美	高知市民生委員・児童委員協議会 (三里地区民生委員・児童委員協議会長)
委員	井上 みつ子	財団法人 21 世紀職業財団（高知事務所長）
委員	伊野部 武男	高知市民営保育所協議会（会長）
委員	高地 由佳	市民公募委員
委員	白土 圭志	高知県私立幼稚園 PTA 連合会（会長）
委員	田邊 美紀	高知市保育所保護者会連合会（顧問）
委員	玉木 俊雄	高知市医師会（理事）
委員	田村 理絵	市民公募委員
委員	徳弘 朋子	高知市青少年育成協議会（副幹事長）
委員	中山 美加	高知市小中学校 PTA 連合会（副会長）
委員	益守 かづき	高知女子大学看護学部（准教授）
委員	宮地 彌典	高知県私立幼稚園連合会（副会長）
委員	山下 文子	高知県保育士会（会長）
委員	山中 倫雄	心身障害児通園施設「高知市ひまわり園」元相談員
委員	山本 絵理	市民公募委員

アイウエオ順です。

団体名（役職等）は、就任時のものです。

4 - 4 策定の経過

<p>平成 21 年 1 月 30 日から 平成 21 年 2 月 13 日まで</p>	<p>高知市次世代育成支援に関するニーズ調査実施 調査対象 高知市に居住している 0 歳から小学校 3 年生までの児童の中から無作為抽出 ・ 小学校就学前児童 2,394 人 (回収数 1,177 人 49.2% 前回調査 : H15 41.6%) ・ 小学校低学年児童 1,399 人 (回収数 676 人 48.3% 前回調査 : H15 35.4%) 調査方法 郵送配布 - 郵送回収</p>
<p>平成 21 年 5 月 29 日</p>	<p>第 1 回高知市子育て支援計画推進協議会 報告事項 ・ 次世代育成支援対策推進法に定める後期行動計画 (市町村行動計画) 策定に関する国の方針について ・ 高知市次世代育成支援に関するニーズ調査集計結果について協議事項 ・ 高知市子ども未来プラン すくすくとさっこ 21 これまでの成果と今後の課題 ・ 新計画策定スケジュールについて</p>
<p>平成 21 年 8 月 26 日</p>	<p>第 2 回高知市子育て支援計画推進協議会 報告事項 ・ 高知市次世代育成支援に関するニーズ調査集計結果について 協議事項 ・ 高知市子ども未来プラン 新計画の基本的枠組みについて</p>
<p>平成 21 年 10 月 23 日</p>	<p>第 3 回高知市子育て支援計画推進協議会 協議事項 ・ 高知市子ども未来プラン (H22 ~ 26 年度) 素案について ・ 保育サービス等の実績と 26 年度に向けての数値目標</p>
<p>平成 21 年 11 月 27 日</p>	<p>第 4 回高知市子育て支援計画推進協議会 協議事項 ・ 高知市子ども未来プラン (H22 ~ 26 年度) 素案について</p>
<p>平成 21 年 12 月 10 日から 平成 22 年 1 月 6 日まで</p>	<p>パブリックコメント</p>
<p>平成 22 年 2 月 5 日</p>	<p>第 5 回高知市子育て支援計画推進協議会 報告事項 ・ 高知市子ども未来プラン (H22 ~ 26 年度) パブリック・コメント実施報告について 協議事項 ・ 高知市子ども未来プラン 原案について</p>

4 - 5 高知市子育て支援計画推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 高知市子育て支援計画(以下「子育て支援計画」という。)の推進に当たり、市民の意見を反映させるため、高知市子育て支援計画推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、決定する。

- (1) 子育て支援計画の見直し又は改定に関する事。
- (2) 子育て支援計画に基づく諸政策の推進に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子育て支援計画の推進に関する事。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 児童福祉関係団体の職員
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(資料提供その他の協力等)

第6条 協議会はその所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提出、意見、説明その他必要な協力を求めることができる。

(部会)

第7条 会長は、協議会の所掌事項につき専門的に協議する必要があるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成14年 8 月20日から施行する。
(委員の任期に関する特例)
- 2 この要綱の施行の日(以下「 施行日 」という。)以後最初に委嘱する委員の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成17年 3 月31日までとする。
(会議の招集に関する特例)
- 3 施行日以後最初に開催される協議会の会議は、第 5 条の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

附 則

この要綱は、平成16年 3 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年12月 1 日から施行し、平成17年 4 月 1 日から適用する。
(委員の任期に関する特例)
- 2 この要綱の適用の日以後最初に委嘱する委員の任期は、この要綱による改正後の高知市子育て支援計画推進協議会設置要綱第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成19年 3 月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成18年 9 月21日から施行し、平成18年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年 7 月31日から施行する。
(委員の任期に関する特例)
- 2 この要綱の施行の際現に高知市子育て支援計画推進協議会の委員(以下「 委員 」という。) である者及びこの要綱の施行の日以後最初に委嘱する委員の任期は、この要綱による改正後の高知市子育て支援計画推進協議会設置要綱第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成22年 3 月31日までとする。

4 - 6 高知市子育て支援計画推進協議会委員公募実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知市子育て支援計画推進協議会設置要綱(平成14年8月20日制定。以下「設置要綱」という。)第3条第1項に規定する委員のうち公募により選任する委員(以下「公募委員」という。)の公募の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公募方法)

第2条 公募委員の公募の告知は、広報紙あかるいまちへの掲載により行うものとする。

2 前項の公募に際し掲載する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 募集の趣旨
- (2) 応募資格
- (3) 募集人員
- (4) 任期
- (5) 募集方法
- (6) 選考方法
- (7) 問い合わせ先
- (8) 募集期間
- (9) その他必要な事項

(応募資格)

第3条 公募委員に応募することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 公募開始の日現在において、本市に引き続き1年以上住所を有する者及び本市の他の審議会の委員でない者。
- (2) 設置要綱第3条第1項の規定する委員として委嘱しようとする日現在において20歳以上の者。

(応募方法)

第4条 公募委員に応募しようとする者は、市長が別に定める日までに、応募の動機についての作文を郵送又は電子メールにより市長に提出しなければならない。

(公募委員の決定)

第5条 公募委員は、次条第1項の規定による高知市子育て支援計画推進協議会公募委員選考委員会で選考し、市長が決定する。

(高知市子育て支援計画推進協議会公募委員選考委員会)

第6条 公募委員を選考するため、高知市子育て支援計画推進協議会公募委員選考委員会(以下「選考委員会」という。)を置く。

2 選考委員会は、委員15人以内をもって組織する。

3 選考委員会の委員は、学識経験者等及び本市職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- 4 選考委員会に会長及び副会長を置き，委員の互選によりこれを定める。
- 5 会長は，会務を総理し，選考委員会を代表する。
- 6 副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるときは，その職務を代理する。
(選考委員会の会議)

第7条 選考委員会の会議は，会長が必要に応じて招集し，会長が議長となる。
(庶務)

第8条 選考委員会の庶務は，健康福祉部子育て支援課において処理する。
(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか，公募委員の公募の実施に関し必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は，平成14年8月20日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後最初に開催される選考委員会の会議は，第7条の規定にかかわらず，市長が招集するものとする。

附 則

この要綱は，平成20年8月22日から施行し，改正後の高知市子育て支援計画推進協議会委員公募実施要綱の規定は，平成18年4月1日から適用する。

高知市子ども未来プラン 2010
すくすくとさっこ 21

編集・発行

高知市子育て支援課

〒780 - 8571 高知市本町5丁目1番45号

TEL 088-823-1212

